

復興特別所得税に 係る源泉徴収

東日本大地震の復興に必要な財源の確保を目的として復興特別所得税が創設され、平成25年1月1日より25年間にわたり課税されることになっています。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から25年間の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することになりました。

1. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされています。実際には、源泉徴収の対象となる支払い金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

ナマの税務相談室

Q 先日、父の法要を済ませ一通りの行事も終わったところで、父が貯金庫を持っていたのを思い出し取引銀行に行きました。

貯金庫を開きましたら銀行の定期預金証書1,000万円と父の公正証書遺言書を見つかりました。本日はその件でご相談伺いました。

A そうですか。最近はお見かけいたしましたが、お亡くなりになりましたか。ご愁傷様でございます。

Q 実は、この町に父名義の土地及び敷地があり亡くなった父と母及び私が一緒に住んでいます。

遺言書は、定期預金は母が相続すること。土地及び居宅は私が相続すること。私は母の老後の生活に責任を持つこと。その他有価証券や定期預金以外の金銭その他の財産は弟を含めお互いに話し合って円満に相談することという内容です。遺言書はここに持参いたしました。

遺言と異なる 遺産分割協議書

私の考えは、母の将来の生活保証を考慮すべきことは当然ですが、将来のことを踏まえつつ、相続税も、できれば節税する方法があるのではないか。

税金には詳しくない父が作成した遺言書を参考に、かつ、先生にご相談して内容の違った遺産分割を考えているのですが…。

A ご用件及びご質問の趣旨は了解いたしました。折角お父様がお作りになった遺言書ですが、民法もその辺を考慮した規定がございます。ご存知のように、遺言書は遺言者が死亡の時から効力が生じますが、受遺者は遺言者の死亡後いつでも遺贈の放棄をすることができる、また、放棄は遺言者の死亡時にさかのぼってその効力を生ずるという規定を生かし、相続人間でよく協議をしてから遺産を分割することは税法的にも大丈夫です。

ご相談に乗ります。

ナマの税務相談室